

COVID-19

新型コロナの3回目のワクチン接種が始まっています

新型コロナワクチンの追加（3回目）接種を希望する方は、
「その時に接種できるワクチンで、できるだけ速やかな接種」
 のご検討をお願いします。

長野県では、ワクチン接種会場を設置し、以下のとおり追加（3回目）接種を行っています。

対象者 （以下のすべての条件を満たしている方）

- 県内にお住まいの満18歳以上の方
- 2回目の接種日から6か月以上経過している方
- 市町村から発行された、追加接種用の接種券をお持ちの方



予約方法

【Web上の予約システムから予約】（接種日希望日の2日前の午後5時まで）



県が設置する
ワクチン会場情報



専用予約システム
（日本語）



1・2回目の接種情報
（会場・日程など）は
こちらから
ご確認ください。

【電話予約】（接種希望日の前日まで）

長野県ワクチン接種会場運営事務局 TEL：026-480-0400（日本語のみ）

受付時間：午前9時～午後5時30分（土・日・祝日も受け付けています。）

持ち物

- 本人確認書類（在留カード、パスポート、運転免許証、マイナンバーカード、保険証など）
- 市町村から発行された、追加接種用の接種券

使用するワクチン

武田/モデルナ社製ワクチン

追加（3回目）接種について

- ワクチンの効果は時間の経過とともに低下し、主に感染予防効果が下がります。
- 高齢者の方は、重症化予防効果も下がることが示されています。
- 追加接種には、低下した感染予防効果や、重症化予防効果などを高める効果があります。
- 追加接種に使用するワクチンは、初回（1・2回目）の接種で使用したワクチンの種類に関わらず、モデルナ社、またはファイザー社製のワクチンを使用します。



仕事

高校卒業後、日本での就労を希望する外国人の方へ

出入国在留管理庁では、父母に同伴して「家族滞在」の在留資格で日本に在留している外国人の方が、高校卒業後に日本で就労する場合、「定住者」または「特定活動」への在留資格の変更を認めています。

主な要件

定住者	特定活動
日本の小中学校を卒業していること	—
日本の高校を卒業、または卒業を予定していること	日本の高校を卒業、または卒業を予定していること ※編入している場合は、日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していること
—	扶養者（父母など）が日本に在留していること
日本に入国後、「家族滞在」の在留資格で在留していること	
日本への入国時に満18歳未満であること	
就労先が決定（内定）していること ※就労時間が週28時間を超えること	

詳しい要件や、申請に必要な書類などは、入管のホームページでご確認ください。（多言語）



やさしい日本語の動画でも説明しています。



Part1～5まであります

相談

誰でも利用できる相談窓口「よりそいホットライン」



「よりそいホットライン」では、日本語でのコミュニケーションが難しい方のために、10言語で相談に応じています。在留資格やビザに関すること、日本での生活や仕事に関することなど、困っていることや悩んでいることを相談することができます。秘密は守ります。（無料）

対応言語や相談可能な曜日・時間などはホームページからご確認ください。



Facebookはこちらから

お知らせ

長野県多文化共生相談センターのセンター長が変わります

「長野県多文化共生相談センター」は2019年10月にオープンし、長野県に住んでいる外国人の皆さんのさまざまな相談に応じています。この度、3月31日で現在のセンター長が退任し、4月から新しいセンター長を迎えることとなりました。

退任のごあいさつ

こんにちは。現在センター長を務めております、すのはらなおみ春原直美です。私たちの仕事は、長野県に住む外国人の皆さんが、困ったときの相談に乗ったり、必要な正しい情報をお届けしたりすることです。在任中はいろいろご協力をいただき、ありがとうございました。これからも、何かあったときには、相談センターを頼りにしてください。



「長野県多文化共生相談センター」では、生活での困りごとなどを、15の言語で相談することができます。（無料）

☎026-219-3068 / 080-4454-1899 ホームページ：<https://www.naganoken-tabunka-center.jp/>

